

## 社会福祉法人 長崎厚生福祉団 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 育児休業の取得率を93%以上にする。

<対 策>

平成27年度～ 管理職及び事務員、求職者を対象に育児休業を取得しやすい雇用環境にしていることをアピールするとともに、育児休業期間中の代替要員の確保を促進する。

目標2 出産や育児を理由とした離職率を3%未満に抑える。

<対 策>

平成27年度～ 妊娠した女性職員を対象にした情報提供及び相談体制の整備を図る。

目標3 求職時や採用時に育児休業に関する規程内容の周知を図り、育児休業の取得率向上につなげる。

<対 策>

平成27年度～ 新入職員採用時の説明会や面接等において、育児休業に関する規程内容について説明し、求職者への周知を図る。

以上